

大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、和歌山市（以下「甲」という。）の設置した大気汚染常時監視自動測定機（以下「測定機」という。）を維持管理するための業務委託を受注者（以下「乙」という。）が適切に実施できるよう必要な事項を定めるものである。

(業務内容)

第2条 乙は、測定機及び測定局舎等の維持管理について、本仕様書及び別添の測定機維持管理基本要領（以下「基本要領」という。）に従って日常点検、定期点検及び臨時点検（以下「各点検」という。）を実施し、これらに関する内容を毎月又は甲が求めた時、甲が指定する様式に従い、甲に報告するものとする。また、測定機及び測定局舎等に不具合が発見された場合は、ただちに甲に報告し、測定に支障のない状態に保てるよう応急措置を行うこと。

- 2 乙は、別表1の各測定項目について、月に1回、別表2に従って、測定データを確定すること。ただし、異常値が確認された場合は原因を解明し、甲に報告し対応を協議すること。
- 3 本業務を履行するにあたり乙だけでは判断が難しい場合は、甲に報告し対応を協議すること。

(管理技術者)

第3条 乙は、本業務を履行するために、乙と直接的かつ恒常的な雇用関係にある専任の管理技術者を置き、各点検を実施する技術者を指揮命令させ、甲及び関連する甲の他の業務受注者と協議調整させ、業務を統括させること。

- 2 乙は、管理技術者には、本業務で使用するすべての測定機と同一の測定項目の測定機を使用する業務の担当者として通算で5年以上となる経験を有する者をもって充てること。
- 3 乙は、管理技術者の業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(日常点検及びその技術者)

第4条 別添の基本要領で管理周期が3か月未満の項目を日常点検とする。

- 2 乙は、日常点検を実施する技術者には、環境大気常時監視初級技術者の資格を有する者又は環境大気常時監視に係る実務経験年数が通算して5年以上の経験を有する者をもって充てること。
- 3 乙は、日常点検を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 4 日常点検を実施する技術者は、定期点検及び臨時点検が実施される際には、現場に立ち会い、日常点検の状況を定期点検及び臨時点検を実施する技術者に通知しなければな

らない。ただし、管理技術者が認めた場合、日常点検の状況を説明する書類をあらかじめ作成して管理技術者に提示することで立ち会いに代えることができる。

(定期点検及びその技術者)

第5条 別添の基本要領で、管理周期が3か月以上の項目を定期点検とする。

- 2 乙は、定期点検を実施する技術者には、環境大気常時監視初級技術者の資格を有する者又は本業務で使用する測定機（ただし、風向風速計を除く）のうちいずれかの製造会社における環境大気常時監視に係る実務経験年数が通算して10年以上の者をもって充てること。
- 3 乙は、定期点検を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

(臨時点検及びその技術者)

第6条 甲、又は乙が本業務で使用する測定機及び測定局舎等に不具合、又はその恐れがあると認めた時に随時実施する点検を臨時点検とする。

- 2 乙は、本業務で使用する測定機及び測定局舎等に不具合、又はその恐れがないか環境省大気汚染物質広域監視システム等により監視に努めるものとする。
- 3 乙は、臨時点検を実施する技術者には、管理技術者、日常点検及び定期点検を実施する技術者から、状況の必要に応じ選任して充てること。

(作業の時刻)

第7条 甲の施設での作業は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、臨時点検等で、甲から要請があった場合はこの限りではない。

(提出書類等)

- 第8条 乙は、契約締結後速やかに、管理技術者届を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、各点検を実施するまでに各担当技術者届を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、各点検を実施するまでに本業務で使用する高圧ガスの管理報告書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、本条に定める提出書類等の内容に変更を生じたときは、甲に対してただちに通知し、かつ、速やかに変更した提出書類等を提出しなければならない。

(測定機維持管理業務関連事項)

第9条 乙は、本業務を実施するときは、測定機の取扱説明書、環境省「環境大気常時監視マニュアル」及び社団法人日本環境技術協会「環境大気常時監視実務推進マニュアル」に準じて行うこと。

- 2 乙は、各測定項目の欠測が少なくなるよう維持管理に努め、年間測定時間数が6,000時間を下回らないように努めなければならない。測定機が修繕等により、長期間欠

測の状態となった場合の費用減額は、その都度、甲と乙の間で協議し決定する。

- 3 乙は、管理技術者を携帯電話等で第7条に示す作業の時刻を問わず、常に甲との連絡をとれる体制とし、連絡がとれない場合はその代理者を選任すること。
- 4 乙は、甲から臨時点検の要請があれば、第7条に示す作業の時刻を問わず、ただちに技術者を選任して現場に派遣し対処すること。臨時点検の要請後、概ね2時間以内には現地に到着し、応急措置を実施すること。
- 5 乙は、測定機を修繕するとき、必要に応じて当該測定機の製造会社又はその関連会社に技術者を依頼し、修繕を行うこと。
- 6 乙は、測定期間等を毎週点検し、異常があれば甲に報告すること。
- 7 乙は、契約期間が終了するときは、次期受注者が遅滞なく引き継げるよう協議し測定期間等を返却し、引継ぎに必要な作業を行うこと。
- 8 乙は、○x計の動的校正については、和歌山県の自治体基準器、又はこれに等価する基準器を用いること。なお、和歌山県から自治体基準器の借用をする手続きは甲が行う。

(点検及び消耗品等の費用負担)

第10条 乙は、各点検を乙の負担で実施すること。

- 2 乙は、本業務で使用する測定機の消耗品及びその補充交換に伴う作業を適切な時期に乙の負担で用意及び実施すること。
- 3 乙は、本業務で使用する測定機の定期交換部品で管理周期が1か年以内に設定されている部品及びその交換に伴う作業を適切な時期に乙の負担で用意及び実施すること。ただし、甲が性能維持上交換の必要がないと認めた場合は、この限りではない。
- 4 乙は、消火器等の測定期間等備品及びその補充交換に伴う作業を適切な時期に、乙の負担で用意及び実施すること。

(修繕の費用負担及び修繕計画)

第11条 乙は、本業務で使用する測定機及び測定期間等に不具合が生じた時は、その応急措置及び軽微な修繕を乙の負担で実施すること。ただし、軽微な修繕とは1回の修繕費用が3万円（定期点検、日常点検及び臨時点検の作業と重複する作業の費用を含まない）以下の修繕とする。

- 2 乙は、軽微な修繕を超える修繕の必要性が生じた時は、報告書を作成して現況写真と当該測定機を修繕できる2者から徴収した見積書を添付して提出し、甲の承諾を得なければならない。この見積書の徴収に要する費用は乙の負担とする。
- 3 乙は、9月末日までに、本業務で使用する測定機の定期交換部品で管理周期が1か年を超えて設定されている部品及び老朽化等により交換の必要性が生じる可能性の高い部品について、次年度末までの修繕計画を策定し、計画書を作成して現況写真と当該測定機を修繕できる2者から徴収した見積書を添付して提出し、甲の承諾を得なければならない。この見積書の徴収に要する費用は乙の負担とする。

- 4 乙は、本業務委託期間内に次年度末までの修繕計画に変更の必要が生じた時は、計画書及び添付資料を変更して提出し、甲の承諾を得なければならない。

(報告)

- 第12条 乙は、本業務に係る報告については別添の基本要領に従うこと。
- 2 乙は、各点検を実施した時は、速やかに甲に報告し、検印を受け、報告書をまとめ毎に甲に提出すること。
- 3 乙は、点検の結果、本業務で使用する測定機及び測定局舎等に不具合、又はその恐れを確認した場合は、甲に報告すること。

(立入検査)

- 第13条 甲は、隨時乙の業務を立入り検査することが出来る。この時の指示事項については、乙は速やかに従うこと。

(遵守事項)

- 第14条 乙は、本業務を行うにあたり、高圧ガス保安法、環境法令及びその他関係法令に従うこと。
- 2 乙は、本業務にあたり、測定局舎内、学校施設内等周辺で喫煙してはならない。
- 3 乙は、本業務にあたり、測定局舎の設置されている当該施設に立ち入る際は、都度その管理者に許可を得て、許可された以外の場所に立ち入ってはならない。
- 4 乙は、本業務にあたり、当該施設の管理者に許可された以外の設備等に触れてはならない。
- 5 乙は、本業務に伴い、知り得た情報、データ等を第三者に漏洩してはならない。
- 6 乙は、本業務に伴い、第三者及び甲の所有物を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 7 乙は、「大気汚染常時監視システム運用管理業務」の受注者と共同で作業する必要が生じた場合は、相互に協力しなければならない。
- 8 乙は、本業務にあたり、使用する車両については関係法令を遵守し、駐車等周辺に迷惑を与えてはならない。

(月次処理に係る協議)

- 第15条 乙は、測定機より得られたデータ確定の月次処理に係る協議に管理技術者を参加させること。また、その際は日常点検を実施する技術者を伴わせ、定期点検を実施した当該月の月次処理に係る協議には定期点検を実施する技術者も併せて伴わせること。
- 2 乙は、月次処理に係る協議について甲の「大気汚染常時監視システム運用管理業務」の受注者より連絡があった場合、対応し調整すること。
- 3 月次処理に係る協議に要する場所は、甲において用意する。

(その他)

第16条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙で協議し、誠意をもって対処すること。

別表 1

種別	メーカー名	機種名	設置場所	数量
硫黄酸化物計	東亜 DKK(株)	GFS-352B	宮前小学校	1
硫黄酸化物計 浮遊粒子状物質計 (複合機)	紀本電子工業(株)	SAP-700	明和中学校 中之島小学校	2
	東亜 DKK(株)	GFS-327C	小倉小学校 市立和歌山高校 衛生研究所	3
窒素酸化物計	紀本電子工業(株)	NA-721	市立和歌山高校	1
	東亜 DKK(株)	GLN-354D	明和中学校 衛生研究所	2
窒素酸化物計 オキシダント計 (複合機)	紀本電子工業(株)	OAN-700	清明寮 小倉小学校 中之島小学校	3
オキシダント計	紀本電子工業(株)	OA-781	明和中学校	1
	東亜 DKK(株)	GUX-353B	市立和歌山高校 衛生研究所	2
一酸化炭素計	(株)堀場製作所	APMA-3700R	新南小学校	1
微小粒子状物質計	紀本電子工業(株)	PM-712	市立和歌山高校 小倉小学校 明和中学校 衛生研究所	4
微小粒子状物質計 浮遊粒子状物質計 (複合機)	紀本電子工業(株)	PM-712-S	宮前小学校	1
二酸化硫黄 微小粒子状物質計 浮遊粒子状物質計 (複合機)	紀本電子工業(株)	SA-731 PM-712-S	湊小学校	1
風向風速計	光進電気工業(株)	MVS-350B	小倉小学校 宮前小学校 湊小学校 市立和歌山高校 明和中学校	5
	(株)ANEOS	C-W175N	清明寮 中之島小学校 衛生研究所	3

※ 測定機種は令和8年1月時点のものであり、隨時更新の可能性があるものとする。

※ 以下、硫黄酸化物計…SO₂計 浮遊粒子状物質計…SPMB計 窒素酸化物計…NO_x計
オキシダント計…O_x計 一酸化炭素計…CO計 微小粒子状物質計…PM2.5計とする。

別表2

手順	作業名	作業内容
1	値の一致性を確認	伝送された値と記録値がほぼ同一であるかを確認する。
2	高・低・平均値を確認	各値が過去のデータと比較し、異常値でないか確認する。
3	0 値を確認	0 値が不自然に継続していないか確認する。
4	欠測値を確認	欠測の内容を種類別に分類し、データとして生かせる値を確認する。
5	修正作業	データを変更する場合、データベースの値を変更する。
6	修正値を確認	修正した値が正しく変更されているか確認を行う。
7	データの確定作業	修正作業を終えた後、データベースの各種月次処理を行う。
8	欠測原因調査・登録	24 時間以上連続して欠測になった際の原因を調べ、データベースに登録する。
9	最大値等の表の作成	当月の最大値比較表、日平均比較表、異常・基準超過値一覧、環境濃度測定結果集計表を作成する。
10	欠測状況表の作成	欠測状況表を作成する。
11	報告書の提出	業務報告書を月に 1 回、甲へ提出する。

別添

測定機維持管理基本要領

- 1 測定機の維持管理業務は、本要領の各表に従い行うこと。
- 2 定期点検は週毎に点検し、異常時は速やかに報告すること。
- 3 臨時点検は必要に応じて隨時指示する。
- 4 SO₂計、NO_x計のスパン校正は、1か月に1回とする。
- 5 SPMB計、PM2.5計の校正は、3か月に1回とする。
- 6 SPMB計、PM2.5計の空試験は、年1回とする。
- 7 SO₂計、NO_x計の繰り返し性、直線性、応答性の確認は、年1回とする。
NO_x計についてはコンバーター効率の確認も年1回行うこと。
- 8 O_x計の動的校正については、年1回とし、和歌山県の定める光化学オキシダント特別監視期間前にそれぞれ行うこと。
- 9 SO₂計、NO_x計、CO計に使用する標準ガスは、年2回交換し、標準ガスはすべて検定付きを使用すること。
- 10 測定機のデータ（1時間値）については、1か月に1回、記録媒体等を用いてデータを取り出し、バックアップすること。
- 11 測定期間等の管理（室内）は、電灯、換気扇、空調機等は毎週目視確認すること。空調機フィルタについては年1回清掃すること。
- 12 測定期間等の管理（室外）は、鍵、大気試料採取管、風向風速計発信器、測定期間外壁屋上、測定期間周辺等は、毎週目視確認すること。
- 13 測定機の更新については、隨時対応すること。
- 14 その他、契約締結後、測定期間の場所、鍵等について甲の説明を受け、本業務に当たること。
- 15 疑義の質問について
入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。
締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。
なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

SO₂計

管 理 項 目		基 準	始 動 時	管 理 周 期							実 施 方 法	備 考
				1 週	2 週	1 月	3 月	6 月	1 年	適 時		
試 料 導 入 部	試 料 大 気 導 入 管	内面汚れ 折れ 接続部の漏れ	汚れが顕著でないこと 折れがないこと 漏れがないこと	○ ○ ○		○ ○ ○			□		目視、交換 目視 漏れ試験	
本 体	フィルタ(1)	汚れ 目詰まり 清掃	目詰まりがないこと ホルダ内部	○	□	□		○			目視、交換	試料大気導入口
	フィルタ(2)	汚れ 目詰まり 清掃	目詰まりがないこと ホルダ内部	○			○	□	□	○	目視、交換	ガス流路
	流量計	動作 流量表示	内面の汚れがないこと フロートの引っかかりがないこと 設定流量範囲内であること	○ ○	○	○	○	○			目視、洗浄 目視、流量調整アラームの確認	
	ポンプ	動作 流量	異常音、異常振動がないこと 設定流量が吸引できること	○ ○			○	○		□	視聴、目視 ダイヤフラム、バルブ等の交換	
	切換弁	動作	試料大気と校正用ガスの切換えができること	○			○				切換え操作により確認	
	炭化水素除去器	除去能力	能力確認 定期交換						□		定期的に交換	
	光源部	光量	規定光量 定期交換	○		○				□	表示を確認	
	吸着剤触媒	能力	定期交換						□		定期的に交換	
	毛細管	汚れ、目詰まり	目詰まりがないこと	○			○		□		内部洗浄又は交換	
	蛍光室	清掃	ゼロ校正、スパン校正できること					○	○		セル窓、セル壁面清掃	
記 録 計	測光部	温度	規定温度であること	○			○				目視	
	印字	イク切れ又はイクリボン	イク切れがないこと 印字が薄くないこと	○ ○	○		○		□	□	専用掃除具で洗う	
	ペン先	汚れ 詰まり	汚れ、詰まりなどがないこと				○				目視、清掃	
総 合 調 整	記録紙	残量	残量を確認すること	○		□					目視、交換	
	ゼロ校正	機能	ゼロ校正が可能であること 前回校正時より±4ppb以下	○		○	○				ゼロガスを導入し指示が安定した後校正	
	スパン校正	機能	スパン校正が可能であること 前回校正時より±4%以下	○		○	○				スパンガスを導入し指示が安定した後校正	
	繰り返し性の確認	機能	最大目盛値の±2%	○					○			
直 線 性 の 確 認	直線性の確認	機能	最大目盛値の±4%	○					○		20、50、75%付近のガス導入	

○点検（調整、清掃含む）

□交換又は補充

S PMB計

管 理 項 目		基 準	始 動 時	管 理 周 期							実 施 方 法	備 考	
				1 週	2 週	1 月	3 月	6 月	1 年	適 時			
試 料 導 入 部	試 料 大 気 導 入 管	内面汚れ 折れ 異物の吸い込み	汚れが顕著でないこと 折れがないこと 虫等の混入がないこと	○			○ ○ ○	○ ○ ○	□		目視、交換 目視 目視		
本 体	分粒器	粗粒集塵室の清掃 サイクロン内壁の洗浄	粗粒の溜りが顕著でないこと サイクロンの内壁を洗浄する				○ ○				目視、室の清掃		
	流量計	動作 洗浄	内面の汚れがないこと フロートのひっかかりがないこと フロート形：内壁とフロート洗浄 マスフロー：オーバーホール	○			○ ○		○ ○		目視 洗浄	メーカー依頼	
	流 量 安 定 化 装 置	流量確認 動作確認	実流量が設定流量どおりであるかどうか確認、調整 流量調整がスムーズなこと	○ ○	○		○				校正済みフロート形面積流量計を用いて実流量を確認、調整する		
	試 料 大 気 吸 引 ポンプ	動作 分解点検	異常音、異常振動がないこと 排気温度が高くないこと ダイヤフラムが摩耗していないこと		○ ○				□ □		必要に応じてポンプの分解清掃及び部品交換並びにポンプ交換		
	ガス流路配管	内面の汚れ 折れ、外れ	汚れが顕著でないこと 折れ、外れがないこと					○		□	目視、清掃又は交換 目視		
	試 料 捕 集 部	密着度	スポットの輪郭がはっきりしていること	○	○								
	ろ紙	ろ紙残量 巻取具合 スポット	残量が充分あること 巻取りがスムーズなこと スポット間隔が一定であること	○	○ ○ ○		□				目視、交換 目視 目視		
	線源部	汚れ	線源部の保護膜表面が汚れていないこと					○		□	目視、清掃		
	検出部	汚れ	検出部の保護膜表面が汚れていないこと					○			目視、清掃		
	制御部	動作	正常であること	○			○				動作確認		
記 録 計	印字	インク切れ又はインクリボン	インク切れがないこと 印字が薄くないこと	○ ○	○		○		□ □	□	専用掃除具で洗う		
	ポン先	汚れ 詰まり	汚れ、詰まりなどがないこと				○				目視、清掃		
	記録紙	残量	残量を確認すること	○			□				目視、交換		
総 合 調 整	ゼロ校正	機能	ゼロ校正が可能なこと 空試験が可能なこと	○ ○			○			○	サンプリング管を含めた空試験		
	スパン校正	機能	スパン校正が可能なこと	○				○			等価膜を用いて静的試験		
	流 量 制 御	機能	実流量が設定流量どおりであるか確認、調整	○			○						

○点検（調整、清掃含む）

□交換又は補充

NOx計

管 理 項 目		基 準	始 動 時	管 理 周 期							実 施 方 法	備 考
				1週	2週	1月	3月	6月	1年	適 時		
試 料 導 入 部	試 料 大 気 導 入 管	内面汚れ 折れ 接続部の漏れ	汚れが顕著でないこと 折れがないこと 漏れがないこと	○ ○ ○		○ ○ ○			□		目視、交換 目視 漏れ試験	
本 体	フィルタ (サンプル ライン)	汚れ 目詰まり 清掃	目詰まりがないこと ホルダ内部	○		□		○			目視、交換	所定の フィルタを 用いる
	流量計	動作 流量表示	内面の汚れがないこと フロートのひっかかりがないこと 設定流量範囲内であること	○ ○	○	○		○ ○			目視、洗浄 目視、流量調整アラームの確認	
	圧力計	圧力表示	設定圧力範囲内であること	○ ○	○	○					目視、圧力調整アラームの確認	
	ガス流量制御部	圧力、流量	規定値であること	○			○ ○				毛細管、オリフィスの詰まり、圧力調整器等の動作を圧力計、流量計により確認	規 定 値 と 違 い が あ れ ば 流 路 図 を 参 考 に し て 原 因 を 調 べ る (漏れ、詰まり等)
	フィルタ (その他のライン)	汚れ 目詰まり 清掃	目詰まりがないこと ホルダ内部	○				○ ○	□ □	○	目視、交換	
	吸引ポンプ	動作 流量	異常音、異常振動がないこと 設定流量が吸引できること	○ ○			○ ○		□ □		目視 ダイヤフラム、バルブ等の交換	
	切換弁	動作	NOx測定ライン、NO測定ラインの切替導入が可能であること	○				○			切換操作等により確認	
	除湿乾燥器	交換	乾燥剤の交換						□		定期的に交換	自動再生方式の機種はその動作の点検を行う

管 理 項 目		基 準	始 動 時	管 理 周 期							実 施 方 法	備 考	
対 象	項 目			1 週	2 週	1 月	3 月	6 月	1 年	適 時			
本 体	オゾン処理器	交換	吸着剤、触媒の交換					□	□	□		定期的に交換	
	コンパート	温度 コンパート効率 交換	設定温度範囲内であること 95%以上であること ネットの交換	○	○		○			○		目視 NO、NO ₂ ガスで点検 定期的に交換	必要と思われる時に実施
	反応槽	清掃	汚れのないこと							○		他の原因を点検後反応槽(セル窓、セル壁面等)を清掃	
	光電測光部	温度	温度制御(検出器部、流量調整部、PMT ケーブル等)が正常動作していること	○			○			○		目視	
	印字	インク切れ又はインクリボン	インク切れがないこと 印字が薄くないこと	○ ○	○		○		□	□	□	専用掃除具で洗う	
記録計	ペン先	汚れ、詰まり	汚れ、詰まりがないこと					○				目視、清掃	
	記録紙	残量	残量を確認すること	○			□					目視、交換	
	ゼロ校正	機能	ゼロ校正が可能であること 前回校正時より±4ppb以下	○			○	○				ゼロガスを導入し指示が安定した後、ゼロ校正	
総 合 調 整	スパン校正	機能	スパン校正が可能であること 前回校正時より±4%以下	○			○	○				スパンガスを導入し指示が安定した後、スパン校正	
	繰り返し性の確認	機能	最大目盛値の±2%	○						○		各々3回導入	偏差確認
	直線性の確認	機能	最大目盛値の±4%	○						○		25、50、75%付近のかさ導入	偏差確認

○点検（調整、清掃含む）

□交換又は補充

Ox計

管 理 項 目		基 準	始 動 時	管 理 周 期							実 施 方 法	備 考
				1週	2週	1月	3月	6月	1年	適 時		
試 料 導 入 部	試 料 大 気 導 入 管	内面汚れ 折れ 接続部の漏れ	汚れが顕著でないこと 折れがないこと 漏れがないこと	○ ○ ○		○ ○ ○	□		□		目視、交換 目視 漏れ試験	
本 体	フィルタ	汚れ 目詰まり 清掃	目詰まりがないこと ホルダ内部	○	□	□		○			目視、流量調整 清掃	所定のフィルタを用いる
	流量計	動作	汚れのないこと フロートの静止がないこと	○			○	○			目視、洗浄	
	ニードル弁	汚れ 目詰まり	流量調整がスムーズなこと 又は設定	○					○		ニードル弁を操作して確認、清掃	
	吸引ポンプ	動作 設定流量	異常音、異常振動がないこと 設定流量範囲内であること	○ ○			○ ○		□		目視、流量調整 分解清掃、グイヤブ定期交換	
	三 方 電 磁 弁	動作	漏れのないこと	○				○	□		流量計により点検 三方弁交換	
	オゾン分解器	動作	オゾンが分解されかつ水分等の影響のないこと					○	□		オゾンガス等により確認 交換	
	光 源 ランプ	電圧 光量	設定電圧で点灯しつつ変動がないこと ランプの黒ずみ、汚れのないこと 規定光量があること	○ ○ ○			○ ○	○			電圧測定(電圧表示の点検) ランプ交換	
	試料セル	汚れ	汚れのないこと				○		○		定期的に分解清掃	
	配管全体	漏れ		○			○				各配管の接続部を点検	
	記 録 計	印字 ペン先 記録紙	インク切れ又はインクリボン 汚れ、詰まりなどがないこと 残量を確認すること	○ ○ ○	○	○					専用掃除具で洗う 目視、清掃 目視、確認	
総 合 調 整	セッティング校正	機能	前回校正時より±4ppb以下					○			精製空気導入	
	スパン校正	機能	前回校正時より±4%以下					○			オゾン発生器使用	
	直 線 性 の 確 認	機能	最大目盛値の±4%					○	○		20、40、80%のオゾンガス導入	偏差確認

○点検(調整、清掃含む)

□交換又は補充

CO計

管 理 項 目		基 準	始 動 時	管 理 周 期							実 施 方 法	備 考
				1 週	2 週	1 月	3 月	6 月	1 年	適 時		
試 料 導 入 部	試 料 大 気 導 入 管	内面汚れ	汚れが顕著でないこと	○			○	○	□		目視、空気の逆吹き等で内部清掃	
		折れ 気密性	折れがないこと 漏れがないこと	○ ○			○ ○	○			目視 目視	
	フィルタ	汚れ 目詰まり	汚れがないこと 目詰まりがないこと	○ ○	□ □	□ □			□		目視 目視	
	ポンプ	流量 動作	規定流量が出ること 異常音、異常振動のないこと	○ ○			○ ○		□		流量計で確認 必要に応じ分解清掃又は部品交換	
	流量調整機構	動作	流量調整が可能であること	○					○		調整確認	
	切換弁	動作	切換動作が可能であること	○					○		切換確認	
	セロガス発生器	精製能力 設定温度 気密性	CO除去の効率が充分あること 規定温度であること 目詰まりのないこと	○ ○ ○				○ ○ ○			取扱説明書による 温度の確認 試料流量で確認	エレメントの交換 は6カ月～1年
	除湿器(電子冷却器)	設定温度	規定温度であること	○					○		冷却温度確認 調整	
	流量計	動作	ふらつき、汚れ、ひっかかりのないこと	○	○						目視	
本 体	配管全体	汚れ 目詰まり 気密性	汚れがないこと 折れ、目詰まりのないこと 漏れのないこと	○ ○ ○				○ ○ ○			目視 目視 目視、石鹼水等で漏れ確認	
	光源	輝度 汚れ 電圧	暗赤色に輝いていること 窓反射面に破損、くもりがないこと 規定電圧であること						○ ○ ○		目視 目視 電圧又は抵抗値の測定	
	試料セル	汚れ	汚れ、くもり、セル窓の破損がないこと						○		目視	
	比較セル	汚れ	窓の汚れ、破損がないこと						○		目視	
	回転セクタ	動作	円滑に回転していること						○		目視	
	光学固体フィルタ(干渉フィルタ)		干渉成分の影響値が規定値以下であること					○			干渉ガスを流し影響値を測定する	
	検出器	動作	正常な指示調整が可能であること						○		校正用ガスによる性能確認	

管 理 項 目		基 準	始 動 時	管 理 周 期							実 施 方 法	備 考
				1 週	2 週	1 月	3 月	6 月	1 年	適 時		
本 体	前 置 增 幅 器	動作 電 壓 接 続	正常な動作であること 各部電圧が正常なこと 接続が完全であること						○ ○ ○		動作確認 電圧測定 目視	
	主 增 幅 器	動作 電 壓 接 続	正常な動作であること 各部電圧が正常なこと 接続が完全であること						○ ○ ○		動作確認 電圧測定 目視	
	指 示 計	動作	正常な動作であること						○		ゼロ調整器を 調整し動作確 認	
	温 度 調 整 器	動作	正常な動作であること						○		温調動作の確 認	
そ の 他 付 属 装 置	自 動 校 正 装 置	動作	正常な動作であること	○	○						動作の確認	
	平 均 値 演 算 器	動作	正常な動作であること	○					○		一定の入力信 号を与え、指 定時間単位に 正しい出力が 得られること を確認	
	多 点 切 換 器	動作	正常な動作であること	○					○		動作の確認	
	校 正 用 ガス	圧 力 気 密 性	充分な残圧があること 漏れがないこと	○ ○	○				□ ○	□	目視 高圧ガス交換 時に石鹼水等 で漏れ確認	有効期 限に注 意する こと
記 録 計	印 字	イ ン ク 切 れ 又 は イ ン ク リ ボ ン	イ ン ク 切 れ が な い こ と 印 字 が 薄 く な い こ と	○ ○	○		○				専用掃除具で 洗う	
	ペ ン 先	汚 れ 、 詰 ま り	汚 れ 、 詰 ま り が な い こ と					○			目視、清掃	
	記 録 紙	残 量	残 量 を 確 認 す る こ と	○			□				目視、交換	
総 合 調 整	光 学 系 調 整	機 能	光学系の調整状態が正 常 で あ る こ と	○					○		取扱説明書に よ る	
	ゼ ロ 校 正	機 能	ゼ ロ 校 正 が 可 能 な こ と	○	○						ゼ ロ ガ ス を 流 し、ゼ ロ 校 正	
	ス パ ン 校 正	機 能	ス パ ン 校 正 が 可 能 な こ と	○	○						ス パ ン ガ ス を 流 し、ス パ ン 校 正	
	流 量 制 御	機 能	調 整 又 は 設 定 が 可 能 な こ と	○	○						測 定 状 態 で の 流 量 設 定	

○点検（調整、清掃含む）

□交換又は補充

管 理 項 目		基 準	始 動 時	管 理 周 期						実 施 方 法	備 考
				1 週	1 月	3 月	6 月	1 年	適 時		
試 料 導 入 部	PM ₁₀ イン ット	内面汚れ 装置内壁の洗浄 異物の吸い込み 交換	汚れが顕著でないこと インパクタの内壁を洗浄する 雨滴捕集器に虫等の混入がないこと Oリング類の交換	○	○	○ ○		□		目視、清掃 すべて分解洗浄 目視、清掃 Oリング類の交換	
	試料大気導入管	汚れ 目詰まり	汚れが顕著でないこと 目詰まりがないこと	○		○ ○				目視 目視	
	バーチャルインパクタ	装置内壁の洗浄 交換	内壁を洗浄する Oリング類の交換			○		□		すべて分解洗浄 Oリング類の交換	
本 体	ろ紙捕集部	密着度 分解点検	スプロットの輪郭がはっきりしていること ろ紙捕集部の分解点検			○	○			目視 全て分解洗浄	
	ろ紙	残量 交換	ろ紙の残量が十分あること ろ紙交換	○	○	□				目視 交換	
	線源部	汚れ 線源強度確認 静的感度確認	線源部の保護膜表面が汚れていないこと ベータ線源強度が規定内にあること 等価膜を使用し感度確認をおこない基準の値になっていること	○		○ ○		○		目視、清掃 目視 線源校正用等価膜を使用し、校正值と実測値を確認、調整する	
	検出部	汚れ	検出部の保護膜表面が汚れていないこと					○		目視、清掃	
	流量計	動作確認 流量確認	モニター表示を確認 校正済み流量計等で流量を確認し、表示値とあつてていること	○	○			○		目視 流量確認、調整	
	制御部	動作確認	正常であること		○					動作確認	
	各種フィルタ	汚れ 交換	汚れが顕著でないこと ラインフィルタの交換				○	□		目視、清掃 各ラインフィルタの交換	
	試料大気吸引ポンプ	動作確認 交換	異常音、異常振動がないこと 消耗品の交換			○		□		必要に応じてポンプの分解 清掃 交換	
	温度・湿度・圧力計	表示値確認	正常であること	○				○		目視、調整	
	表示部	時刻合わせ	実用上、現在時刻とあつてていること	○			○			NTT 時報などで、時刻校正を行う	

管 理 項 目		基 準	始 動 時	管 理 周 期						実 施 方 法	備 考
				1週	1月	3月	6月	1年	適 時		
筐 体	筐体	汚れ	汚れが顕著でないこと	○						目視、清掃	
	換気フィルタ	換気フィルタ	交換			○				交換	
記 録 計	印字	インク切れ又はインクボン	インク切れがないこと 印字が薄くないこと	○ ○	○	○	□	□	□	専用掃除具で洗う	
	ペン先	汚れ 詰まり	汚れ、詰まりなどがないこと			○				目視、清掃	
	記録紙	残量	残量を確認すること	○		□				目視、交換	
総 合 調 整	ゼロ校正	機能	ゼロ校正が可能なこと 空試験が可能なこと	○ ○		○		○		試料大気導入管を含めた空試験	
	スパン校正	機能	スパン校正が可能なこと	○		○				等価膜を用いて静的試験	
	流量制御	機能	調整又は設定が可能なこと	○				○		確認、調整	

○点検（調整、清掃含む）

□交換又は補充

風向風速計

管 理 項 目		基 準	始 動 時	管 理 周 期							実施方法	備 考
				1週	2週	1月	3月	6月	1年	適 時		
本体	風 向 風 速 (フ ロ ハ ラ式)	センサー	フ ロ ハ ラ回転動作、方位回転動作に異常のないこと	○	○						目視	
記 錄 計	印字	インク切れ	インク切れがないこと	○		○					専用掃除具で洗う	
		インクリボン	印字が薄くないこと	○					□	□	□	目視、清掃
	ペン先	汚れ、詰まり	汚れ、詰まりがないこと					○			目視、清掃	
	記録紙	残量	残量を確認すること	○	○		□				目視、交換	
	機 構 部 分	動作	異常音、異常振動等がないこと	○						□	目視、清掃、注油	

○点検（調整、清掃含む）

□交換又は補充

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、大気汚染常時監視自動測定機維持管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（うち消費税及び地方消費税に相当する額円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、その都度、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 甲は、前項の確認の結果、乙が仕様書に従って委託業務を履行していないと認められる場合は、第2条の契約期間内に、乙に完全な履行を求めることができる。

この場合において、乙はその履行を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

（補則）

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合

又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出さなければならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。